75	32	87
76	32	90
77	32	92
78	32	95
79	32	97
80	32	100
81	32	102
82	32	105
83	32	107
84	32	110
85	32	112

備考１　３の方法により複合機のエネルギー消費効率を算定する際に用いる１日当たりの複写又は印刷回数、複写又は印刷試験１回当たりの画像枚数は、複写又は印刷速度に応じて上記の表中の数値を用いる。なお、１日当たりの複写又は印刷回数、複写又は印刷試験１回当たりの画像枚数は、製品に初期設定されている出力速度ではなく、A四判にモノクロ画像を生成する際の最大公称片面複写速度又は最大公称片面印刷速度の最も近い整数にしたものを用いる。

備考２　印刷機能のない複合機の試験用の画像は、上記の複写試験１回当たりの画像枚数毎に原本を用いる。ただし、複写速度が毎分20枚以上の印刷機能のない複合機は、原本の数が10以上であれば原本毎に複数枚複写することにより、上記の複写試験１回当たりの画像枚数としてもよい。

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十六年三月一日から施行する。

○経済産業省告示第三十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年三月一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

１　判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第25号に掲げるプリンター（以下「プリンター」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成29年４月１日に始まり平成30年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するプリンターのエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	カラー印刷機能の有無	印刷速度	
A	有	毎分43枚未満のもの	$E_K=5.34X-14$
B		毎分43枚以上のもの	$E_K=8.48X-146$
C	無	毎分50枚未満のもの	$E_K=4.07X-15$
D		毎分50枚以上のもの	$E_K=8.72X-247$

備考１　「印刷速度」とは、A四判普通紙へモノクロームで連続印刷を行った場合の１分当たりの印刷枚数とする。

備考２　「E_K」及び「X」は、次の数値を表すものとする。

E_K　：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

X　：印刷速度（ただし、印刷速度が下限値以下の機器にあっては、下限値を用いるものとする。）

下限値：区分A：22ipm（単位　イメージ毎分）

区分C：16ipm（単位　イメージ毎分）

２　表示事項等

２－１　表示事項

プリンターのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　印刷速度

ニ　エネルギー消費効率

ホ　製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

⑴　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をキロワット時毎年単位で整数で表示すること。

⑵　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に記載して行うこと。

３　エネルギー消費効率の測定方法

３－１　エネルギー消費効率の算定方法

１のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$E=W_{TEC}\times52/1000$

この式において、E、W_{TEC}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　　：年間消費電力量（単位　キロワット時毎年）

W_{TEC}　：１週間当たりの消費電力量（単位　ワット時毎週）